

国立大学法人東京医科歯科大学退職手当審査会設置規則

〔平成22年3月23日
規則第39号〕

（設置）

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学に、役員及び職員の退職手当の支給に関し審議する退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審査会は会長及び委員をもって構成し、学長が必要と認める者をもって充てる。

2 前項の委員には、職員であった者に関する審議に際しては、労働者の過半数代表者を含めるものとする。

（審議事項）

第3条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

（1）国立大学法人東京医科歯科大学役員退職手当規則（平成16年規則第7号）第16条に掲げる諮問事項

（2）国立大学法人東京医科歯科大学職員退職手当規則（平成16年規則第50号）第24条に掲げる諮問事項

（審査会）

第4条 学長は、諮問すべき事項が生じた場合、会長及び委員を委嘱し、審査会を招集する。

2 会長は、審査会を統括するとともに、会議の議長を務め、審査会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

（議事）

第5条 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会は、審議の結果を学長に報告するものとする。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、総務部人事労務課において処理する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第76号）

この規則は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年10月13日規則第143号）

この規則は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。